

みどり通信

第156号 2008. 9. 8

CONTENTS

● 一言発言	P1	● 損害保険	P8
● 税務	P3	● FX 2活用事例	P9
● TKC会計用品価格改定のお知らせ	P4	● これからの研修	P10
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P11
● 生命保険	P7		



実りの秋。梨のようにも見えますが、キウイです。(宮本邸にて撮影)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、9月8日のホームページ掲載のものからです。

『ピンチはチャンスととらえ行動を…』

先日いただいたセミナー資料の中に、なるほどと思うような事柄が書かれていたので紹介いたします。それは、「仕方がない」という言葉について。以下紹介いたします。

… 最近「仕方がない」という言葉が妙に気になっている。「仕方がない」、「しょうがない」、「やむを得ない」、いずれも同義語であり、決して容認できる状態ではないけれど、これ以上の手段や方法がないからあきらめるしかない、観念したということである。

私たちは、この「仕方がない」という一言で、不容易に物事を片付けてしまうことがあるが、この場合、「仕方がない」という言葉は明らかに“敗者の言葉”である。私が、「仕方がない」という言葉が妙に気になったのは、以前に経営学で学んだ次のような“敗者の言い訳”を思い出したからだ。

- ① 敗者は、最初から不可能だと言い訳と逃げ道を考える。
- ② 敗者は、他人を信用しない。
- ③ 敗者は、常に困難な仕事から逃げる。
- ④ 敗者は、後へ後へと判断、決断を遅らせる。
- ⑤ 敗者は、自分の長所で攻撃せず、短所で攻撃する。

- ⑥ 敗者は、自分が間違っていると気づいても改めない。
- ⑦ 敗者は、真の敵が己の心の内にあることを知らない。
- ⑧ 敗者は、努力に逃げ込み、成果に厳しくない。

つまり、万策尽きたというよりは、「仕方ない」が先にありきが、敗者がつかう「仕方ない」の意味合いであると考え。いやな現実から目をそらし、真の原因をつきとめようとはしない。原因はつねに自分の外にあり、どうしようもないと思こんでいる。

逆に、「仕方ない」という言葉を極力使わないでいいように、戦う前に万全の準備を整えているのが勝者である。

しかも、勝者のつかう「仕方ない」という言葉は、必ず「それがだめなら、他の方法を考えよう」という意味合いを含んでいることを忘れてはならない…

…しかし、私たちは「万策尽きた、仕方ない」と思ったとき、まさに「自分の殻を打ち破るチャンスが到来した」と考えるべきではないだろうか。「仕方ない」を“敗者の言葉”としてではなく、転じて“勝者の言葉”としたい…

まさに、『ピンチはチャンス』と考え、『だからどうするのか』という観点で物事を直視し行動に移すことが一番大事な事柄なのではないでしょうか。特に、⑧の「敗者は、努力に逃げ込み、成果に厳しくない」は、勤勉ゆえの現象であります。勤勉は当然大事なことです。儲からない仕組みでいくら勤勉に仕事をしていても儲からないわけで、せっかく努力するならばその仕組みを構築することに目をそむけず行動することが、企業の永続発展があると考えます。

目標経営の必要性を再確認したところであります。

経営計画の策定については当事務所にお気軽にご相談ください。

税理士 山口 昇

通勤手当の非課税限度額について

給与所得者が使用者から支払いを受ける通勤手当については、一定の非課税限度額が定められています。過去の改正で、平成16年4月1日からは以下の金額の範囲内においては、受け取った側の所得税の計算では非課税扱いとなっています。（超える金額での支給を受けている場合は、超えた部分だけ課税となります。）支払った側では費用・損金となりますし、消費税の課税事業者であれば、課税仕入れとして控除対象仕入税額を構成することとなります。

◇交通機関等を利用している場合・・・事情に照らして最も経済的、合理的な金額（1ヶ月あたり10万円限度）

◇自動車等の交通用具を使用している場合・・・通勤距離の片道が

① 2 km未満	0 円
② 2 km以上 10 km未満	4, 100 円
③ 10 km以上 15 km未満	6, 500 円
④ 15 km以上 25 km未満	11, 300 円
⑤ 25 km以上 35 km未満	16, 100 円
⑥ 35 km以上 45 km未満	20, 900 円
⑦ 45 km以上	24, 500 円

※④～⑦については、運賃相当額が非課税限度額を超える場合は、その運賃相当額（最高限度額10万円）となります。

◆月の途中で通勤距離を変更した場合はどうなるの？

この場合、1ヶ月あたり一定額までは非課税とすると定められているものの、月の途中で通勤距離が変更した場合の算定方法については特に規定がありません。変更前後のどちらか長い距離での有利な方で計算する事になります。

◆アルバイトに支給する場合の非課税限度額は？

通勤手当の非課税限度額については、日割額によるべき旨の規定はありません。あくまでも月額で判定します。したがって、上記金額の範囲で判断することになります。

◆通勤手当と他の手当を合算して支給している場合は？

この場合は、給与明細書等において通勤手当としての部分が区別認識できるかどうかによります。例えば、住宅手当と合算して住宅通勤手当として支払っている場合は、「住宅通勤手当〇〇円（うち通勤手当△△円）」などと表示する必要があります。

ガソリン代など諸物価高騰の昨今、通勤手当その他で今一度規定の見直し等が必要と考えられる場合には、お気軽に当方スタッフまでお声掛け下さい。

< 西丸 保幸 >

用品価格改定のお知らせ

10月1日ご注文分よりTKC会計用品の価格を値上げさせていただきますことになりました。

つきましては、当面必要となる用品の使用量等をご勘案のうえ、値上げ前の価格でのご注文をされる場合は、お早めにご発注いただけますようお願い申し上げます。

厚生年金保険料率が 平成20年9月分（10月納付期限）から変更されます

●9月分からの厚生年金保険料率は、15.350%となります

政府管掌健康保険の厚生年金保険料率は、平成16年6月の法改正で、平成16年10月～平成29年9月までの間、毎年0.354%ずつ段階的に引き上げられることが決定しています。平成20年9月分（10月納付期限）からは、15.350%（現在は14.996%）となり、平成21年8月まで当保険料率が適用されます。

（注）健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認いただくようお願いいたします。



●当事務所PX2(TKCシステム)をご利用の方

PX2, PX3では、既に2004年9月分で毎年の厚生年金保険料率の改定に対応済みです。

そのため、2004年9月版以降のプログラムが登録済みであれば、厚生年金保険料率改定に伴うプログラム更新は不要です。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



一 倉 定 の 経 営 心 得 シ リ ー ズ

その九十四

「口頭による指令は忘れられ、文章による指令は守られる。」

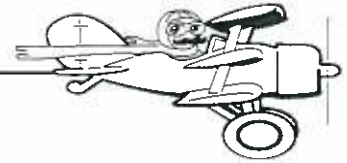
口頭というのは、もともとあやふやなものである。そのあやふやな口頭で社長の大切な指令が出されるといふのは、一体どういふことなのだろうか。

社長自身が、口頭の指令ではそれが的確に実施されないことをイヤというほど思い知らされているのに、それを改めないというのは、「社長の指令は的確に行われなくてもよい」と、社長自身で思っているからだ、と皮肉りたくもなるのである。本当のところ「口頭指令は独り言にしか過ぎない」ことを知ってもらいたいのである。：

私は声を大にして「指令メモ」を書くように社長にお勧めするのである。メモを書くことなど簡単なものなら数秒で済むし、一分以上かかることなど滅多にない。：社長が自らの指令を的確に行わせるためには、「指令は絶対に書いて行う」ことをやらなければならぬのである。



今日のテーマ ▶ 福利厚生制度について



今回は従業員が安心して働ける環境をつくり、充実した福利厚生制度を整備するための“備え”についてご案内いたします。

備え1

死亡退職金・弔慰金準備資金

- ・従業員が万一の際、ご遺族の生活保障のためにも死亡退職金と弔慰金の準備が必要です。
- ・死亡退職金はご遺族の生活保障の主軸になるものですが、水準はまだ低く、ご遺族の生活保障の必要額をカバーすることができません。
- ・ご遺族の当面の生活不安をカバーするための資金として、“年収の5年分”を死亡退職金の水準にしたいものです。

備え2

傷病見舞金準備資金

- ・従業員が安心して働ける環境をつくるために、は、死亡退職金・弔慰金制度とあわせて、見舞金制度の充実も必要です。

備え3

退職一時金・退職年金準備資金

- ・有能な従業員を確保・定着させるためには、福利厚生制度の充実、なかでも退職金制度の整備は不可欠です。
- ・従業員の老後をより豊かなものにするためにも、計画的な退職金資金準備が必要です。

参考資料1、

法定外遺族弔慰金の水準※

(遺族弔慰金実施企業の35歳男性における法定外遺族弔慰金の平均支給額)

法定外弔慰金

1,173万円

平均年間給与

490万円

(35歳男性モデル)

法定外遺族弔慰金の水準※

従業員規模別	平均
5~29人	914万円
30~99人	1,141万円
100~299人	1,367万円
300人以上	1,781万円
全体	1,173万円

参考資料2、

定年退職金額の水準※(モデル定年退職金総額の割合・退職一時金+企業年金額)

定年退職金総額の分布

a10.4% b17.4% c24.6% d19.7% e27.9%

a、500万円未満 b、500~1000万円未満 c、1000~1500万円未満
d、1500~2000万円未満 e、2000万円以上

定年退職金総額の分布※

従業員規模別	平均
5~29人	1,152万円
30~99人	1,446万円
100~299人	1,866万円
300人以上	2,163万円
全体	1,540万円

※生命保険文化センター「企業の福利厚生制度に関する調査」H14年度

■ 従業員が安心して働ける環境をつくり、充実した福利厚生制度を整備するための“備え”について、是非一度担当者まで声をかけてみて下さい。

< 西丸 保幸 >

傷害保険

経営プロテクト

貴社従業員様の就業中の事故による傷害を補償するタイプの傷害保険です。
(通常経路での通勤途上の事故による傷害も、就業中の事故として補償の対象となります。)

1. 売上高・請負金額等から人数（被保険者数）を算出
被保険者の範囲は嘱託・臨時雇・パートタイマーを含む全従業員全員となります。役員については別途人数をご報告ください。
2. 保険金は労災認定を待たずにお支払い
さらに政府労災の傷害等級にあわせた後遺傷害保険金の支払い区分ですので、既存の福利厚生制度や災害補償規定等にスムーズにマッチします。
3. 1日目から補償
入院・通院・休業補償は1日目から保険金をお支払いします。
4. 保険料は損金処理可能
貴社が従業員全員のために負担される保険料は「福利厚生費」として全額損金算入できます。
5. 従業員数の変動等に自動的に対応
従業員の入れ替わりや増減員があってもご通知等の手続きは不要です。

さらに建設業の場合には

★下請負人もまとめて補償

売上高・請負金額から被保険者数を算出した場合、貴社工事業務従事中的の下請負人は自動的に被保険者に含まれます。

★経営事項審査制度の加点対象に

「従業員全員＋下請業者全員」の契約の場合は、経営事項審査制度での加点評価の対象とすることができます。

一定の保険料でリスク転嫁、より安定的な経営に寄与します。
法定外上乗せ補償は簡便な手続きで充実補償の「経営プロテクト」をお勧めします。詳しくは当事務所担当までお問い合わせください。

FX2活用事例 第10回

御社はどのように支払予定管理をされていますか？

A社の場合

従来、A社は**支払管理表**を別途Excelで作成し社内で管理していました。経理担当者である奥様は他の業務もこなしているため、**毎月管理資料が社長の手元に渡るまでに時間がかかっていました。**

その頃の社長と奥様の会話で一番多いのは「**今月の支払は足りるか。**」ということでした。

そこでFX2の「**支払予定カレンダー**」の機能を知り利用するようになりました。予め仕入先の約定や借入金、その他定期的支払いに関する情報等を登録し、後は通常通りFX2で日々伝票を入力することにより「**支払カレンダー**」が自動で作成されます。

社長が見たい時にこの「**支払カレンダー**」でその月に予定されている支払額の確認が出来ることにより、**資金ショート**の不安が軽減され安心して事業運営に取り組めるようになりました。

事前の設定はこちらから行います。

日々の伝票入力

データ連動

クリック

支払予定カレンダー

※ インターネットバンキングにも連動します。
インターネットバンキングにて支払時、添付ファイルを添付することで、毎回金額を手入力する必要がありません。

F8日付変更

支払予定カレンダーを利用するには・・・

事前登録《(1)仕入先の約定(2)開始時の買掛金残(3)定期支払、随時支払(4)借入金(5)定期積金》が必要です。伝票入力時、買掛金、未払金は仕入先毎に支払予定日の入力・確認が必要です。

また①入金予定②支払予定の事前登録を行うことで資金繰り計画表が自動作成されます。

これからの研修

IT塾

加茂市産業センター

9月11日(木) 18:30 ~ 21:00

掃除に学ぶ会

県立燕中等教育学校

9月21日(日) 8:30 ~ 12:00



あ と が き

今年の8月は、暑かったのですが、一瞬だったような気がするのは私だけでしょうか。今年の夏といえば、オリンピックですよね。とにかく団体競技は、面白かった。いろんな意味で勇気と感動を与えてくれました。みせてくれました、ソフトボール悲願の金メダル。本当に見ているだけで強さを感じさせてくれました。皆が勝ちたいという気持ちが一つになっていて、見ていて伝わってくる試合でした。上野投手のインタビューで「オリンピックは気持ちが強くないと勝てない皆の協力があって、取れた金メダルなので皆に感謝したい」最高の言葉ですね。陸上では「最高の舞台、最高のチーム、最高の仲間、最高の結果」、水泳では、「4人で1つのメダルと記録」。それぞれの言葉に達成感とやり遂げたことへの感謝の気持ちが出ていて見ているだけで涙がでてきました。何かをやることは一人では出来ない、必ず誰かの助けがいる。そして、皆で目標をひとつにする。感動のオリンピックでした。また4年後のオリンピックが楽しみです

淡木洋子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



10月



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp